

⑧小学校休業助成金が、大企業では、シフト労働者以外は、個人申請できないのはおかしい。あらゆる働き方の労働者も個人申請可能にすべきではないか。

(回答)

- 小学校休業等対応助成金は大企業労働者も対象となっているため、大企業でシフト制以外の労働者については、企業に、助成金の活用による特別休暇の付与を行っていただくよう、しっかり働きかけていきたいと考えております。

⑨休業支援金と同様に、小学校休業助成金も、個人申請の場合には、事業主の協力が得られなくても、先に労働者が単独で申請することができ、申請後に労働局が休業の事実を事業主に確認するようにすべきではないか。

(回答)

- 昨年度について、同様に実施していた際には、労働者の方から都道府県労働局の特別相談窓口へのご相談を受けて、労働局から事業主に助成金の活用を働きかけるとともに、助成金を活用いただけない場合には、休業支援金・給付金の仕組みによる申請に理解していただけるよう、労働局から事業主にお願いしておりました。

- 今回の運用方法は検討中ですが、前回同様、労働局から事業主に對して、丁寧に働きかけを行うこととしたいと考えております。

⑩多くの保護者が待っているので、小学校休業助成金の制度詳細をお示し頂きたい。また、前回の小学校休業助成金の制度が終了した後、つまり、4月からさかのぼり対象期間にすべきではないか。

(回答)

- 詳細は検討中であり、準備でき次第速やかにお示しさせていただきます。
- 小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間は、地域での夏休み延長等の動きがあった令和3年8月から、同年12月までに取得した休暇を対象とし、2学期をカバーできるようにすることを想定しております。
- これは、今般、地域での夏休み延長等の動きがあったことを踏まえ、本年8月からを対象として昨年度の制度を再開することとしたものです。

⑪子どもが休園、休校でなくても、保護者や本人が濃厚接触者となり、仕事を休んだ場合も、無給の休暇では、本人や子どもは生活困窮するため、小学校休業助成金の制度を拡大運用し、賃金助成をすべきではないか。

(回答)

○ 詳細は検討中ですが、昨年度においては、子どもが濃厚接触者となった場合も、助成金の対象としておりました。